

東大阪市立藤戸小学校「いじめ防止等基本方針」

平成26年4月1日策定

平成27年8月31日改定

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたり内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題です。そこで、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんなささいなことでも親身になって相談に応じることが大切になります。その姿勢が、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを断じて許さない児童生徒の意識を育成することになります。

本校では、「人間尊重を基盤に、ふるさとを愛し、確かな学力を培い、心のひろい豊かな人間性と実践力をもった、たくましい子どもの育成」を教育目標とし、その目標達成に向け、人権教育を中心としたさまざまな取り組みを行っています。また、いじめはいつでもどこでも起きてもおかしくないという共通認識のもと、いじめ事象の未然防止に努めるとともに、いじめ事象が起きたときは、早期発見（いじめの兆候を見逃さない）に徹し、組織をあげて適切な対処に努めます。

2 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

(平成25年9月26日施行いじめ防止対策推進法より)

3 いじめに対する基本的な考え方（基本認識および基本姿勢）

上記の定義に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という共通認識のもとに、全児童がいじめのない学校生活を安心しておくことができるように、「いじめ防止等基本方針」を定めます。

いじめについての基本認識は、

- ・いじめは絶対に許されないという強い認識に立つ
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に寄り添った対応を行う
- ・いじめ問題はいじめた側の子のフォローも大切であるとの認識に基づいた対応を行う

- ・関係者が一体となって取り組む事が必要
- ・いじめ問題は家庭教育のありかたにも大きくかかわる問題

いじめ防止の基本姿勢は

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努めます。
- ② いじめの早期発見、早期解決のための手段を講じます。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭や関係機関と連携して取り組みます。
- ④ 真に解決したことを確認するまで取り組みを続けます。

4 いじめの未然防止 ～いじめを許さない学校・学級をつくるために～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権をおびやかす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを日々の学校生活の中で、また意図的・組織的な学習の中で理解させます。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、子どもたちの日常生活の中で、互いの人権を軽視するような言動に毅然と対処します。
- ・命の大切さを理解させるために、平和教育の取り組みも充実させます。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業を充実させ、未発達な考え方や道徳的な判断力の弱さからくる「いじめ」を未然に防止します。
- ・「いじめは許されないこと」を道徳の時間を通じて徹底し、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てます。
- ・子どもたちの実態に合わせた題材や資料等を取り扱う道徳の授業を進めます。
- ・子どもたちの心が揺さぶられる（心に響く）教材に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑止します。

○特別活動の充実

- ・話し合いや体験活動を通して、よりよい人間関係を築く力、問題解決力、社会性の育成をめざします。
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くような活動を重視します。それらの活動を通して、互いに信頼できる人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要だと考えます。
- ・すべての子どもたちが、一人ひとりの大切さを自覚し、互いを尊重し、認

め合う集団づくりを進めます。そのため、自らのよさが発揮できる活動となるよう留意します。

- ・子どもたちが他者とスムーズにかかわったり、トラブルを未然に防ぐスキルを身につけたりするため、ソーシャルスキルトレーニングの学習を計画的、系統的に行います。
- ・児童会活動等を通じて、たて割り活動（異年齢集団活動）を計画的に取り入れるとともに、いじめを許さない学校・学級づくりにするため、子どもたち自身で学校生活を充実させる話合い、実践が行えるようにしていきます。その中で、「朝のあいさつ運動」や「いじめゼロ宣言運動」なども進めていきます。
- ・よりよい人間関係のある集団は、支持的・共感的な雰囲気があり、居場所のある安心できる集団といえます。また、問題解決力が育つと、自分たちで前向きに進んで諸課題を解決しようとする動きにつながり、結果としていじめの未然防止につながります。また、社会性が育つことで、対人関係がうまくなり、いじめの防止になります。

○授業の充実

- ・わかる授業づくりをすすめ、子どもたちが主体的に参加・活躍できるような授業を工夫して行うことで、子どもたちの学校生活をより充実したものにしていきます。
- ・チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢や発表の仕方、聞き方等の指導の徹底を図ることで、望ましい集団づくりをめざします。
- ・学力の向上に努め、習熟度別指導形態の充実、学力面で課題のある子への補充学習、家庭学習の充実等をさらにすすめていきます。また、がんばりが集団で評価されるようなシステムを取り入れていきます。
- ・全教職員で子どもたちを指導支援していくことを大切にし、少人数指導の担当者を含め、教科担任的な授業や交換授業等に取り組みます。

○体験学習の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、自己と向き合うことや、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得するようにします。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験、地域の老人施設との交流等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れます。
- ・異学年交流、小中連携などを計画的に実施し、人と人のつながりを大切にしていきます。
- ・「すぐれたもの」「ほんもの」と出会う機会を意図的に設け、よりよいものにあこがれる気持ち、努力する大切さを知ること、将来への夢・希望等

を育むことを通して、心豊かな子どもたちを育てていきます。

○保護者・地域との連携

- ・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての理解を深めていただくようにします。
- ・個人懇談や定例の家庭訪問だけでなく、さまざまな機会を通じて保護者とのつながりを深め、子どもの様子について情報を共有します。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて、子どもを含めた啓発や研修、学習の機会を設け、ネットによるいじめの予防を図ります。
- ・子どもたちが日ごろから、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、愛ガードの方々等による見守り活動や子どもたちに対しての地域の取り組みなどとの連携を強めるとともに、地域活動への参加を促します。

5 いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・休み時間や給食中の雑談等の機会など、教職員が子どもたちと過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図ります。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用します。
- ・複数の教職員が子どもたちにかかわるように心がけ、気づいたことなどを常に交流し合うように努めます。

○観察の視点

- ・子どもたちが形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努めます。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復に努めます。
- ・遊びの中にあらわれる子どもの力関係に気をつけ、必要に応じて迅速に対応します。(遊びと称した「しめ技」など)

○日記や連絡帳、生活ノートを活用

- ・日記や生活ノートの活用によって、状況を把握するとともに、担任と子ども・保護者が日ごろから連携を密にとり、信頼関係を構築します。
- ・気になる内容については、子どもの気持ちを尊重しつつ、教育相談や聞き取り、家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

○子どもとの信頼関係づくり

- ・日ごろから、「困ったことがあれば大人に相談する」、「友だちが困っていることも大人に相談する」ことの大切さを伝えるようにします。
- ・日常生活の中で、学級や学年の枠を超えて教職員が積極的に声かけを行い、子どもが相談しやすい環境をつくります。

- ・中、高学年では、計画的に子どもとの教育相談(個別の話し合い)を行い、子どもたちの状況や気持ちの把握に努めます。

○実態調査アンケート

- ・アンケートはいじめ発見の手立ての一つであると認識した上で、年に複数回実施します。

6 いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○いじめと疑われる行為の発見

遊びの内容や悪ふざけ、悪口などいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めさせた上で、それがどの程度日常化しているか把握に努めます。

○いじめの認定

以下の場合には、「いじめ対策委員会」を開き、今後の方針を確認します。

- ・いじめの疑いのある行為が発見された場合
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合

○正確な実態把握

- ・いじめ事象が疑われる場合は、早急に当事者双方やまわりの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、事実確認に努めます。
- ・関係教職員と情報を共有し、事象について正確に把握するように努めます。
- ・一つの事象だけにとらわれず、いじめの全体像を把握するように努めます。

○指導体制・方針決定

- ・教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にします。
- ・指導体制を整え、教職員の役割分担を明確にして組織で対応します。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行うこととします。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくり、心配や不安を取り除き、必要に応じて、スクールカウンセラーの活用等により、子どもの心のケアに努めます。
- ・いじめた子に対しては、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは絶対に許されるものではない」ことを徹底し、不満やストレスがあっても、いじめに向かわない力とスキルを育てていきます。
- ・いじめを見て見ぬふりをしてきた「傍観者」や同調したりはやしたてたりした「観衆」対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育て、行動の変容につなげます。

○保護者

- ・いじめられた児童の保護者に対しては、その日のうちに家庭訪問等により事

実認定・把握をし、事実関係や秘密の保持、子どもを徹底して守ることや今後の方針について伝えます。中間段階になっても、その日のうちに伝えることを原則とします。

- ・いじめた児童の保護者に対しても、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を行っていきけるよう、理解・協力を求めます。同時に、いじめた側の子のフォローについても、保護者に対する継続的な助言を行います。

○重大事態への対処

次のような場合には、教育委員会はもとより、警察、関係機関等へ迅速に報告し、対応への助言を求めるとともに、調査委員会を設けて対応します。

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合も、同様の対応を行います。

○いじめの事象終息

- ・いじめ事象の終息は、当該児童及び保護者の意見を聞き取った上で、いじめ対策委員会で行い、経過については文章化し、記録として残しておきます。

7 いじめ防止のための組織

○いじめ対策委員会の設置

- ・構成員

校長・教頭・首席・教務・人権教育主担・学習指導部長・生徒指導部長・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・事案によっては当該学年の教職員等必要な教職員で構成員します。

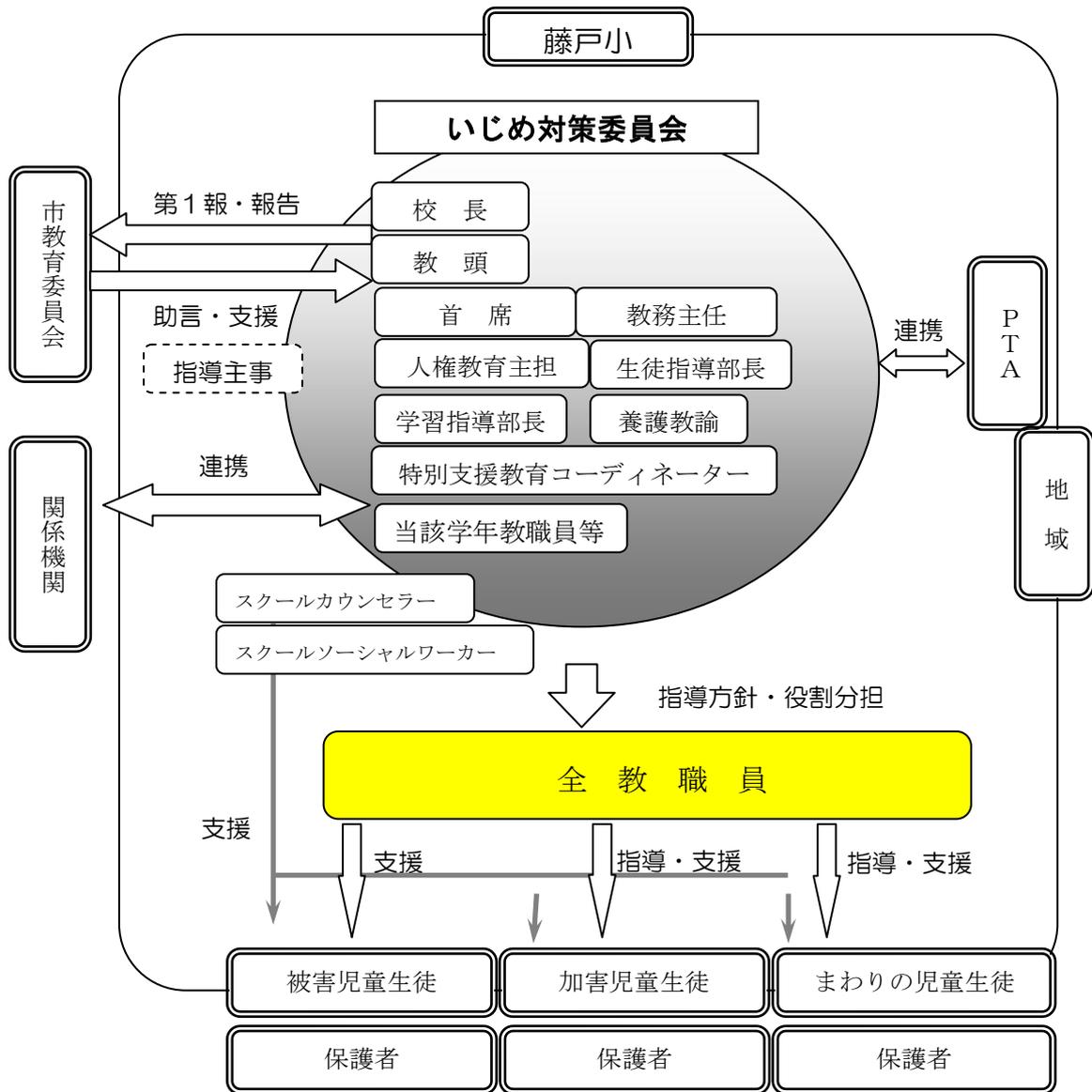
- ・活動

定例として5月、9月、1月、3月に開催し、この基本方針に基づく取り組みの確認、進展状況、課題等の検討を行います。

○いじめ事象の対応について

- ・いじめ事象を把握した場合、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学年の教職員、事案によっては必要な教職員を加え、対応について協議します。終息についても、同メンバーで確認します。事象及び対応、結果について生指担当者より職員会議等で迅速に報告します。終息後、いじめ対策委員会を招集し、事象についての教訓化をはかり、事後の取り組みに生かします。

「校内体制」



8 ネット上のいじめへの対応

○ネット上に不適切な書き込み等があった場合、学校として、問題の個所を確認し、いじめ対策委員会においてその対応を協議し、関係者からの聞き取り調査を行います。また、被害にあった場合、子どもやその保護者の精神的ケア等必要な措置を講じます。また、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察等、外部機関と連携し、対応します。

○情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な知識・基本的技能の学習や「情報の発信者」として、必要な知識、能力を身につける機会を設けます。

8 年間指導計画

月	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域
4	いじめ防止等基本方針確認	学級開き	家庭訪問
5	いじめ対策委員会	運動会	家庭訪問
6	事例研修	遠足 実態調査アンケート①	
7		いじめ対応プログラム① 教育相談 林間学校	個人懇談会
8		平和登校	
9	いじめ対策委員会	実態調査アンケート② ふれあい学習	ふれあい学習参観
10	事例研修	遠足 全校あそび いじめ対応プログラム② 「集い」に向けての取り組み	フリー参観
11	国際理解研修	あそびの広場 いじめ問題学習会 修学旅行	
12	発達障がい理解研修	教育相談	個人懇談会
1	いじめ対策委員会	実態調査アンケート③ いのちの学習	地域向け人権（いじめ）研修
2	事例研修	いじめ対応プログラム③	
3	いじめ対策委員会	教育相談	
	日々の児童観察・相談等	*支援学級との交流 非行防止教室・人権教室	*道徳等の授業参観 適宜：家庭訪問・懇談会

※いじめ対応プログラム…「いじめ対応プログラムⅡ」（大阪府教育委員会）からプログラムを選び、学級で実践。